

安心・安全な地域づくり補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、地域が抱える多様な課題を地域で解決していくために、行政区等が実施する安心・安全な地域づくり事業に対し、その経費の全部または一部を補助することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 この補助金の対象団体は、町内の行政区等とする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、行政区等が実施する事業で、次に掲げる経費に対して、予算の範囲内において交付する。

(1)地域の全住民が対象となり、かつ、安心・安全な地域づくりにつながる事業の経費

(2)その他町長が認めるものに要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1団体基本額15,000円に、世帯数に200円を乗じて算出した額を加えた額とする。

2 前項の世帯数は、前年度の1月末日の世帯数とする。

(補助申請等)

第5条 補助金の申請及び実績報告等については、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第2号）に準ずる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。